

令和 4 年

A decorative border composed of small floral motifs surrounds the central text.

第 4 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

議案第1号

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部改正について

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例
の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例

(恵庭市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市長及び副市長の給与に関する条例（昭和23年条例第20号）の一部を次のよ
うに改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
第3条（略）	第3条（略）
2（略）	2（略）
3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た	3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た

現行	改正案
額とする。 (1)～(4) (略)	額とする。 (1)～(4) (略)
第4条 (略)	第4条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年12月1日から施行する。
(令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 恵庭市長及び副市長に対し令和4年12月に支給する期末手当に関する第1条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例第3条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。
- 恵庭市教育委員会教育長に対し令和4年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定

による改正後の恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第2号

恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第17条の3（略） （勤勉手当） 第17条の4（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額	第1条～第17条の3（略） （勤勉手当） 第17条の4（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額

現行									改正案								
及びこれに対する地域手当の月額合計額を 加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の 総額									及びこれに対する地域手当の月額合計額を 加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の 総額								
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の 総額									(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の 総額								
3~5 (略)									3~5 (略)								
第18条~第22条 (略)									第18条~第22条 (略)								
附 則 (略)									附 則 (略)								
別表第1(第4条関係)									別表第1(第4条関係)								
職員 の区 分	号俸 \級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	再任用職員 以外の 職員	1	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	
		<u>146,</u> <u>100</u>	<u>195,</u> <u>500</u>	<u>231,</u> <u>500</u>	<u>264,</u> <u>200</u>	<u>289,</u> <u>700</u>	319, 200	362, 900			<u>150,</u> <u>100</u>	<u>198,</u> <u>500</u>	<u>234,</u> <u>400</u>	<u>266,</u> <u>000</u>	<u>290,</u> <u>700</u>	319, 200	362, 900
		<u>147,</u> <u>200</u>	<u>197,</u> <u>300</u>	<u>233,</u> <u>100</u>	<u>266,</u> <u>000</u>	<u>291,</u> <u>900</u>	321, 400	365, 500			<u>151,</u> <u>200</u>	<u>200,</u> <u>300</u>	<u>236,</u> <u>000</u>	<u>267,</u> <u>700</u>	<u>292,</u> <u>900</u>	321, 400	365, 500
		<u>148,</u> <u>400</u>	<u>199,</u> <u>100</u>	<u>234,</u> <u>600</u>	<u>267,</u> <u>800</u>	<u>294,</u> <u>000</u>	323, 700	367, 900			<u>152,</u> <u>400</u>	<u>202,</u> <u>100</u>	<u>237,</u> <u>500</u>	<u>269,</u> <u>200</u>	<u>295,</u> <u>000</u>	323, 700	367, 900
		<u>149,</u> <u>500</u>	<u>200,</u> <u>900</u>	<u>236,</u> <u>200</u>	<u>269,</u> <u>900</u>	<u>296,</u> <u>000</u>	325, 900	370, 500			<u>153,</u> <u>500</u>	<u>203,</u> <u>900</u>	<u>239,</u> <u>000</u>	<u>271,</u> <u>000</u>	<u>297,</u> <u>000</u>	325, 900	370, 500
		<u>150,</u> <u>600</u>	<u>202,</u> <u>400</u>	<u>237,</u> <u>600</u>	<u>271,</u> <u>600</u>	<u>297,</u> <u>900</u>	328, 100	372, 400			<u>154,</u> <u>600</u>	<u>205,</u> <u>400</u>	<u>240,</u> <u>300</u>	<u>272,</u> <u>700</u>	<u>298,</u> <u>800</u>	328, 100	372, 400
		<u>151,</u> <u>700</u>	<u>204,</u> <u>200</u>	<u>239,</u> <u>300</u>	<u>273,</u> <u>400</u>	<u>300,</u> <u>000</u>	330, 100	374, 900			<u>155,</u> <u>700</u>	<u>207,</u> <u>200</u>	<u>241,</u> <u>900</u>	<u>274,</u> <u>500</u>	<u>300,</u> <u>800</u>	330, 100	374, 900
		<u>152,</u> <u>800</u>	<u>206,</u> <u>000</u>	<u>240,</u> <u>800</u>	<u>275,</u> <u>200</u>	<u>302,</u> <u>200</u>	332, 300	377, 200			<u>156,</u> <u>800</u>	<u>209,</u> <u>000</u>	<u>243,</u> <u>400</u>	<u>276,</u> <u>300</u>	<u>302,</u> <u>600</u>	332, 300	377, 200
		<u>153,</u> <u>900</u>	<u>207,</u> <u>800</u>	<u>242,</u> <u>400</u>	<u>277,</u> <u>200</u>	304, 200	334, 500	379, 700			<u>157,</u> <u>900</u>	<u>210,</u> <u>800</u>	<u>244,</u> <u>900</u>	<u>278,</u> <u>300</u>	304, 200	334, 500	379, 700
		<u>154,</u> <u>900</u>	<u>209,</u> <u>400</u>	<u>243,</u> <u>500</u>	<u>279,</u> <u>200</u>	306, 100	336, 400	382, 100			<u>158,</u> <u>900</u>	<u>212,</u> <u>400</u>	<u>246,</u> <u>000</u>	<u>280,</u> <u>200</u>	306, 100	336, 400	382, 100
		<u>156,</u> <u>300</u>	<u>211,</u> <u>200</u>	<u>245,</u> <u>000</u>	<u>281,</u> <u>200</u>	308, 400	338, 600	384, 800			<u>160,</u> <u>300</u>	<u>214,</u> <u>200</u>	<u>247,</u> <u>500</u>	<u>282,</u> <u>200</u>	308, 400	338, 600	384, 800

現行								改正案							
11	<u>157,</u> <u>600</u>	<u>213,</u> <u>000</u>	<u>246,</u> <u>600</u>	<u>283,</u> <u>100</u>	310, 600	340, 600	387, 400	11	<u>161,</u> <u>600</u>	<u>216,</u> <u>000</u>	<u>249,</u> <u>000</u>	<u>284,</u> <u>100</u>	310, 600	340, 600	387, 400
12	<u>158,</u> <u>900</u>	<u>214,</u> <u>800</u>	<u>247,</u> <u>900</u>	<u>285,</u> <u>000</u>	312, 900	342, 800	390, 100	12	<u>162,</u> <u>900</u>	<u>217,</u> <u>800</u>	<u>250,</u> <u>300</u>	<u>286,</u> <u>000</u>	312, 900	342, 800	390, 100
13	<u>160,</u> <u>100</u>	<u>216,</u> <u>200</u>	<u>249,</u> <u>400</u>	<u>287,</u> <u>000</u>	315, 000	344, 600	392, 500	13	<u>164,</u> <u>100</u>	<u>219,</u> <u>200</u>	<u>251,</u> <u>800</u>	<u>287,</u> <u>900</u>	315, 000	344, 600	392, 500
14	<u>161,</u> <u>600</u>	<u>218,</u> <u>000</u>	<u>250,</u> <u>800</u>	<u>288,</u> <u>900</u>	317, 100	346, 600	394, 800	14	<u>165,</u> <u>600</u>	<u>221,</u> <u>000</u>	<u>253,</u> <u>000</u>	<u>289,</u> <u>700</u>	317, 100	346, 600	394, 800
15	<u>163,</u> <u>100</u>	<u>219,</u> <u>700</u>	<u>252,</u> <u>100</u>	<u>290,</u> <u>800</u>	319, 300	348, 600	397, 000	15	<u>167,</u> <u>100</u>	<u>222,</u> <u>700</u>	<u>254,</u> <u>300</u>	<u>291,</u> <u>200</u>	319, 300	348, 600	397, 000
16	<u>164,</u> <u>700</u>	<u>221,</u> <u>500</u>	<u>253,</u> <u>500</u>	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	16	<u>168,</u> <u>700</u>	<u>224,</u> <u>500</u>	<u>255,</u> <u>500</u>	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
17	<u>165,</u> <u>900</u>	<u>223,</u> <u>200</u>	<u>255,</u> <u>000</u>	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	17	<u>169,</u> <u>800</u>	<u>226,</u> <u>100</u>	<u>256,</u> <u>800</u>	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
18	<u>167,</u> <u>400</u>	<u>224,</u> <u>900</u>	<u>256,</u> <u>500</u>	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	18	<u>171,</u> <u>200</u>	<u>227,</u> <u>800</u>	<u>258,</u> <u>200</u>	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
19	<u>168,</u> <u>900</u>	<u>226,</u> <u>500</u>	<u>258,</u> <u>200</u>	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	19	<u>172,</u> <u>600</u>	<u>229,</u> <u>400</u>	<u>259,</u> <u>600</u>	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
20	<u>170,</u> <u>400</u>	<u>228,</u> <u>100</u>	<u>260,</u> <u>000</u>	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	20	<u>174,</u> <u>000</u>	<u>230,</u> <u>900</u>	<u>261,</u> <u>100</u>	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
21	<u>171,</u> <u>700</u>	<u>229,</u> <u>500</u>	<u>261,</u> <u>600</u>	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	21	<u>175,</u> <u>300</u>	<u>232,</u> <u>200</u>	<u>262,</u> <u>700</u>	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
22	<u>174,</u> <u>400</u>	<u>231,</u> <u>200</u>	<u>263,</u> <u>300</u>	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	22	<u>177,</u> <u>800</u>	<u>233,</u> <u>800</u>	<u>264,</u> <u>400</u>	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
23	<u>177,</u> <u>000</u>	<u>232,</u> <u>800</u>	<u>264,</u> <u>900</u>	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	23	<u>180,</u> <u>300</u>	<u>235,</u> <u>400</u>	<u>266,</u> <u>000</u>	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
24	<u>179,</u> <u>600</u>	<u>234,</u> <u>400</u>	<u>266,</u> <u>500</u>	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	24	<u>182,</u> <u>800</u>	<u>236,</u> <u>900</u>	<u>267,</u> <u>600</u>	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	<u>182,</u> <u>200</u>	<u>235,</u> <u>400</u>	<u>268,</u> <u>400</u>	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	25	<u>185,</u> <u>200</u>	<u>237,</u> <u>900</u>	<u>269,</u> <u>400</u>	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	<u>183,</u> <u>900</u>	<u>236,</u> <u>900</u>	<u>270,</u> <u>200</u>	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	26	<u>186,</u> <u>900</u>	<u>239,</u> <u>400</u>	<u>271,</u> <u>200</u>	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	<u>185,</u> <u>500</u>	<u>238,</u> <u>300</u>	<u>271,</u> <u>900</u>	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	27	<u>188,</u> <u>500</u>	<u>240,</u> <u>700</u>	<u>272,</u> <u>900</u>	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	<u>187,</u> <u>200</u>	<u>239,</u> <u>500</u>	<u>273,</u> <u>600</u>	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	28	<u>190,</u> <u>200</u>	<u>241,</u> <u>900</u>	<u>274,</u> <u>600</u>	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700

現行								改正案							
29	<u>188,</u> <u>700</u>	<u>240,</u> <u>700</u>	<u>275,</u> <u>300</u>	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	29	<u>191,</u> <u>700</u>	<u>243,</u> <u>100</u>	<u>276,</u> <u>200</u>	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	<u>190,</u> <u>400</u>	<u>241,</u> <u>900</u>	<u>277,</u> <u>000</u>	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	30	<u>193,</u> <u>400</u>	<u>244,</u> <u>100</u>	<u>277,</u> <u>900</u>	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	<u>192,</u> <u>200</u>	<u>242,</u> <u>900</u>	<u>278,</u> <u>800</u>	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	31	<u>195,</u> <u>200</u>	<u>245,</u> <u>100</u>	<u>279,</u> <u>700</u>	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	<u>193,</u> <u>900</u>	<u>244,</u> <u>100</u>	<u>280,</u> <u>300</u>	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	32	<u>196,</u> <u>900</u>	<u>246,</u> <u>100</u>	<u>281,</u> <u>200</u>	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	<u>195,</u> <u>500</u>	<u>245,</u> <u>400</u>	<u>281,</u> <u>800</u>	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	33	<u>198,</u> <u>500</u>	<u>247,</u> <u>200</u>	<u>282,</u> <u>400</u>	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	<u>196,</u> <u>900</u>	<u>246,</u> <u>400</u>	<u>283,</u> <u>700</u>	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	34	<u>199,</u> <u>900</u>	<u>248,</u> <u>100</u>	<u>284,</u> <u>100</u>	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	<u>198,</u> <u>400</u>	<u>247,</u> <u>600</u>	<u>285,</u> <u>500</u>	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	35	<u>201,</u> <u>400</u>	<u>249,</u> <u>000</u>	<u>285,</u> <u>700</u>	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	<u>199,</u> <u>900</u>	<u>248,</u> <u>900</u>	<u>287,</u> <u>400</u>	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	36	<u>202,</u> <u>900</u>	<u>250,</u> <u>000</u>	<u>287,</u> <u>400</u>	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	<u>201,</u> <u>200</u>	<u>249,</u> <u>800</u>	<u>289,</u> <u>000</u>	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	37	<u>204,</u> <u>200</u>	<u>250,</u> <u>900</u>	<u>289,</u> <u>000</u>	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	<u>202,</u> <u>500</u>	<u>251,</u> <u>100</u>	<u>290,</u> <u>700</u>	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	38	<u>205,</u> <u>500</u>	<u>252,</u> <u>200</u>	<u>290,</u> <u>700</u>	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	<u>203,</u> <u>700</u>	<u>252,</u> <u>300</u>	<u>292,</u> <u>500</u>	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	39	<u>206,</u> <u>700</u>	<u>253,</u> <u>400</u>	<u>292,</u> <u>500</u>	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	<u>205,</u> <u>000</u>	<u>253,</u> <u>600</u>	<u>294,</u> <u>300</u>	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	40	<u>208,</u> <u>000</u>	<u>254,</u> <u>700</u>	<u>294,</u> <u>300</u>	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	<u>206,</u> <u>300</u>	<u>255,</u> <u>000</u>	<u>295,</u> <u>800</u>	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	41	<u>209,</u> <u>300</u>	<u>256,</u> <u>000</u>	<u>295,</u> <u>800</u>	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	<u>207,</u> <u>600</u>	<u>256,</u> <u>400</u>	<u>297,</u> <u>500</u>	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	42	<u>210,</u> <u>600</u>	<u>257,</u> <u>400</u>	<u>297,</u> <u>500</u>	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	<u>208,</u> <u>900</u>	<u>257,</u> <u>600</u>	<u>299,</u> <u>000</u>	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	43	<u>211,</u> <u>900</u>	<u>258,</u> <u>600</u>	<u>299,</u> <u>000</u>	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	<u>210,</u> <u>200</u>	<u>258,</u> <u>800</u>	<u>300,</u> <u>600</u>	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	44	<u>213,</u> <u>200</u>	<u>259,</u> <u>800</u>	<u>300,</u> <u>600</u>	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	<u>211,</u> <u>300</u>	<u>260,</u> <u>000</u>	<u>302,</u> <u>200</u>	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	45	<u>214,</u> <u>300</u>	<u>260,</u> <u>900</u>	<u>302,</u> <u>200</u>	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	<u>212,</u> <u>600</u>	<u>261,</u> <u>200</u>	<u>303,</u> <u>900</u>	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	46	<u>215,</u> <u>600</u>	<u>262,</u> <u>100</u>	<u>303,</u> <u>900</u>	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000

現行								改正案							
47	<u>213,</u> <u>900</u>	<u>262,</u> <u>500</u>	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	47	<u>216,</u> <u>900</u>	<u>263,</u> <u>400</u>	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	<u>215,</u> <u>200</u>	<u>263,</u> <u>600</u>	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	48	<u>218,</u> <u>200</u>	<u>264,</u> <u>500</u>	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	<u>216,</u> <u>300</u>	<u>264,</u> <u>700</u>	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	49	<u>219,</u> <u>200</u>	<u>265,</u> <u>600</u>	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	<u>217,</u> <u>400</u>	<u>265,</u> <u>800</u>	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	50	<u>220,</u> <u>300</u>	<u>266,</u> <u>600</u>	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	<u>218,</u> <u>400</u>	<u>267,</u> <u>100</u>	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	51	<u>221,</u> <u>300</u>	<u>267,</u> <u>800</u>	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	<u>219,</u> <u>500</u>	<u>268,</u> <u>400</u>	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	52	<u>222,</u> <u>300</u>	<u>268,</u> <u>900</u>	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	<u>220,</u> <u>600</u>	<u>269,</u> <u>400</u>	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	53	<u>223,</u> <u>300</u>	<u>269,</u> <u>900</u>	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	<u>221,</u> <u>600</u>	<u>270,</u> <u>500</u>	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	54	<u>224,</u> <u>200</u>	<u>270,</u> <u>900</u>	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	<u>222,</u> <u>500</u>	<u>271,</u> <u>800</u>	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	55	<u>225,</u> <u>100</u>	<u>272,</u> <u>000</u>	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	<u>223,</u> <u>500</u>	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	56	<u>226,</u> <u>000</u>	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	<u>223,</u> <u>800</u>	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	57	<u>226,</u> <u>300</u>	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	<u>224,</u> <u>600</u>	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	58	<u>227,</u> <u>100</u>	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	<u>225,</u> <u>400</u>	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	59	<u>227,</u> <u>800</u>	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	<u>226,</u> <u>100</u>	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	60	<u>228,</u> <u>500</u>	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	<u>226,</u> <u>800</u>	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	61	<u>229,</u> <u>200</u>	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	<u>227,</u> <u>800</u>	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		62	<u>230,</u> <u>000</u>	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	<u>228,</u> <u>600</u>	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		63	<u>230,</u> <u>700</u>	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	<u>229,</u> <u>400</u>	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		64	<u>231,</u> <u>300</u>	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	

現行								改正案							
65	<u>230,</u> <u>100</u>	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		65	<u>231,</u> <u>900</u>	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	<u>230,</u> <u>800</u>	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		66	<u>232,</u> <u>500</u>	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	<u>231,</u> <u>700</u>	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		67	<u>233,</u> <u>100</u>	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	<u>232,</u> <u>700</u>	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		68	<u>233,</u> <u>800</u>	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	<u>233,</u> <u>400</u>	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		69	<u>234,</u> <u>500</u>	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	<u>234,</u> <u>000</u>	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		70	<u>235,</u> <u>100</u>	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	<u>234,</u> <u>500</u>	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		71	<u>235,</u> <u>600</u>	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	<u>235,</u> <u>200</u>	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		72	<u>236,</u> <u>300</u>	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	<u>236,</u> <u>000</u>	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		73	<u>237,</u> <u>000</u>	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	<u>236,</u> <u>600</u>	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		74	<u>237,</u> <u>600</u>	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	<u>237,</u> <u>200</u>	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		75	<u>238,</u> <u>200</u>	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	<u>237,</u> <u>700</u>	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		76	<u>238,</u> <u>700</u>	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	<u>238,</u> <u>400</u>	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		77	<u>239,</u> <u>300</u>	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	<u>239,</u> <u>100</u>	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		78	<u>240,</u> <u>000</u>	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	<u>239,</u> <u>800</u>	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		79	<u>240,</u> <u>700</u>	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	<u>240,</u> <u>300</u>	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		80	<u>241,</u> <u>200</u>	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	<u>240,</u> <u>800</u>	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		81	<u>241,</u> <u>700</u>	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	<u>241,</u> <u>500</u>	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		82	<u>242,</u> <u>300</u>	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	

現行								改正案							
83	<u>242,</u> <u>200</u>	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		83	<u>242,</u> <u>900</u>	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	<u>242,</u> <u>900</u>	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		84	<u>243,</u> <u>400</u>	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	<u>243,</u> <u>500</u>	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		85	<u>243,</u> <u>900</u>	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	<u>244,</u> <u>200</u>	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	410, 500		86	<u>244,</u> <u>500</u>	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	410, 500	
87	<u>244,</u> <u>900</u>	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	410, 800		87	<u>245,</u> <u>100</u>	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	410, 800	
(略)								(略)							
別表第2 (略)								別表第2 (略)							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和4年12月1日から施行する。
- この条例による改正後の恵庭市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日（次項において「適用日」という。）から、改正後の条例第17条の4第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸等の調整)

- 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の恵庭市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の条例第17条の4第2項の適用につ

いては、第17条の4第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第3号

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第24条（略） 附 則 1～3（略）	第1条～第24条（略） 附 則 1～3（略） （給料表の改正における特例） 4 第3条第1項の規定により給与条例に定める給料表を準用する場合において、当該会計年度任用職員が任用された年度に給与条例の改正により同表の改定が行われたときは、 <u>第3条第1項の規定にかかわらず、当該改定された給料表は翌年度の4月1日から適用し、任用された年度内においては従前の例によるものとする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 8 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 3 条（略） （選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般	第 1 条～第 3 条（略） （選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般

現行	改正案
<p>乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>1万5,800円</u> を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約(以下「燃料供給契約」という。)である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約(燃料供給契約に限る。)に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u> に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>	<p>乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>1万6,100円</u> を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約(以下「燃料供給契約」という。)である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約(燃料供給契約に限る。)に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u> に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>

現行	改正案
<p>ウ (略)</p> <p>第 5 条～第 7 条 (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第 8 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 <u>1,236 円</u>に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書の規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>第 9 条・第 10 条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第 11 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>7 円 51 銭</u>を超える場合には、<u>7 円 51 銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限</p>	<p>ウ (略)</p> <p>第 5 条～第 7 条 (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第 8 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 <u>1,274 円</u>に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書の規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>第 9 条・第 10 条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第 11 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>7 円 73 銭</u>を超える場合には、<u>7 円 73 銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限</p>

現行	改正案
<p>る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
第 12 条 (略)	第 12 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条（略） （助成の対象） 第 3 条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受ける対象としないものとする。 （1）～（3）（略） （4）ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者 ア～エ（略）	第 1 条・第 2 条（略） （助成の対象） 第 3 条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受ける対象としないものとする。 （1）～（3）（略） （4）ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者 ア～エ（略）

現行	改正案
<p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、対象者に係る医療費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除く。)</p> <hr/> <p>から一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第13条 (略)</p>	<p>才 <u>65歳以上で高確法の規定による医療を受けており、規則で定める者並びに同法第67条第1項第2号及び第3号に掲げる者以外の者並びに医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付を受けることができる者(ただし、当該給付を受けることができる期間に限る。)</u></p> <p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、対象者に係る医療費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父のうち高確法第67条第1項第2号に該当する者にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)から一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第13条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、令和4年10月1日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

議案第6号

公の施設の指定管理者の指定について（花の拠点）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
花の拠点	恵庭市南島松606番13外	恵庭市恵み野北3丁目1番1 株式会社ガーデンシティ恵庭 代表取締役 松本耕二

2 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第7号

札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業における消防共同指令センター整備工事に係る費用負担について

札幌市に委託して札幌圏の消防本部が共同で整備する消防共同指令センター整備工事の費用を次のとおり負担することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- | | |
|------------|---|
| 1 費用負担の目的 | 札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業における消防共同指令センター整備工事（指令システム更新工事） |
| 2 費用負担額 | 193,382,381円 |
| 3 費用負担の相手方 | 札幌市中央区北一条西2丁目
札幌市
札幌市長 秋 元 克 広 |

議案第8号

札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業における消防救急デジタル無線設備整備
工事に係る費用負担について

札幌市に委託して札幌圏の消防本部が共同で整備する消防救急デジタル無線設備整備工事
の費用を次のとおり負担することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 費用負担の目的 札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業における消防救
急デジタル無線設備整備工事（無線システム更新工事）
- 2 費用負担額 173,019,000円
- 3 費用負担の相手方 札幌市中央区北一条西2丁目
札幌市
札幌市長 秋 元 克 広

議案第9号

市道の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

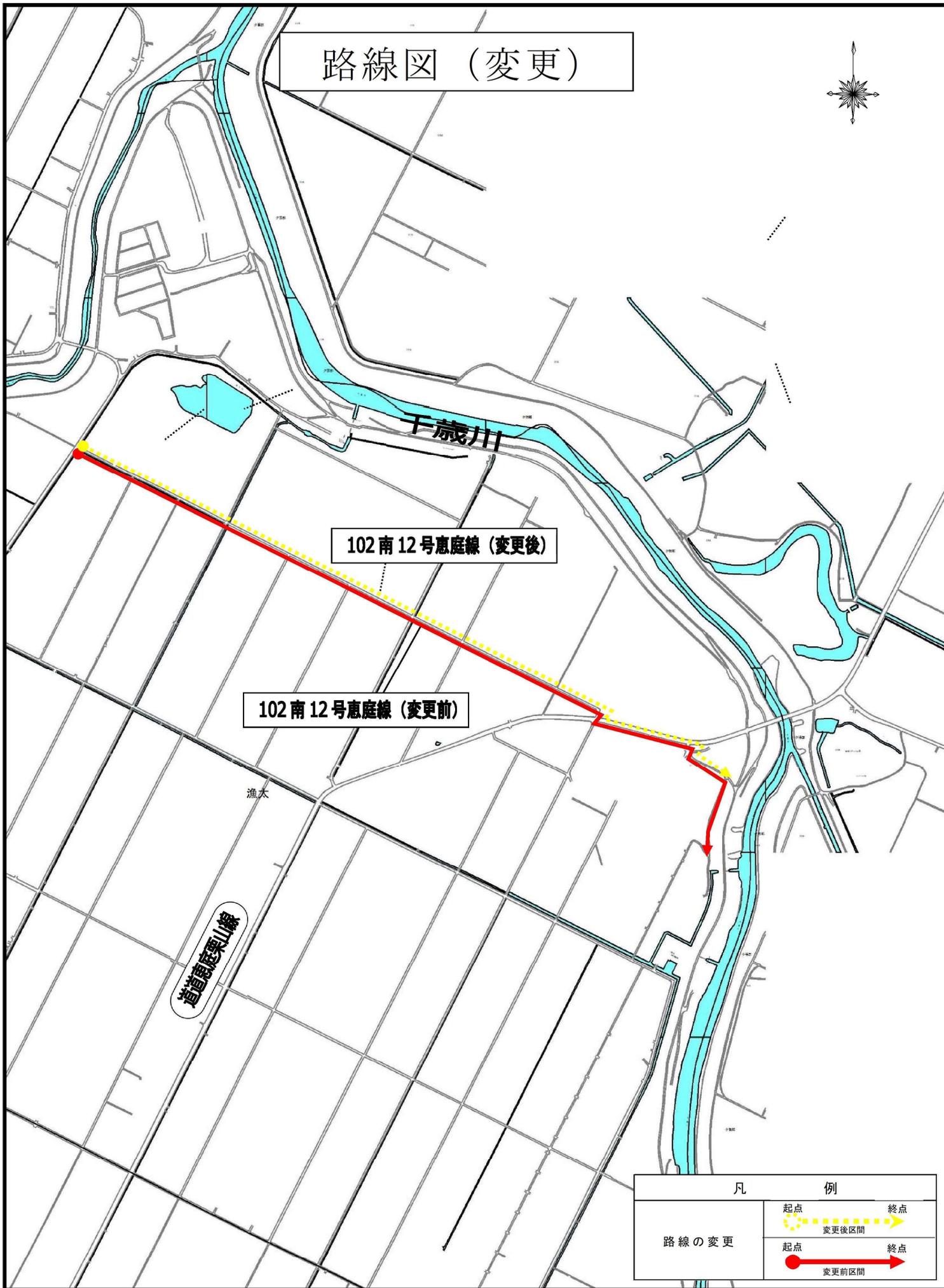
市 道 変 更 路 線

路線番号	旧 新 別	路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
102	旧	南12号恵庭線	漁太8番2	
			漁太122番1	
	新		漁太8番2	
			漁太132番	

市道変更路線

路線番号	旧 新 別	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
102	旧	南12号恵庭線	18.18m	1,971.6m	2,244.9m
	新		18.18m	1,746.1m	2,019.4m

路線図（変更）



102南12号恵庭線（変更後）

102南12号恵庭線（変更前）

道道恵庭栗山線

縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400 500

議案第10号

令和4年度恵庭市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度恵庭市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,480,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,573,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第二表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第三表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第四表 地方債補正」による。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		587,524	27,501	615,025
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	587,524	27,501	615,025
16. 国庫支出金		7,749,642	29,219	7,778,861
	1. 国庫負担金	4,365,210	29,219	4,394,429
17. 道支出金		2,646,365	16,379	2,662,744
	1. 道負担金	1,678,268	14,610	1,692,878
	2. 道補助金	783,707	1,769	785,476
19. 寄附金		323,909	469,715	793,624
	1. 寄附金	323,909	469,715	793,624
20. 繰入金		2,539,655	796,873	3,336,528
	1. 繰入金	2,539,655	796,873	3,336,528
21. 繰越金		1,074,068	131,762	1,205,830
	1. 繰越金	1,074,068	131,762	1,205,830
22. 諸収入		386,991	800	387,791
	5. 雑収入	285,342	800	286,142
23. 市債		1,391,100	8,400	1,399,500
	1. 市債	1,391,100	8,400	1,399,500
歳入	合計	34,092,843	1,480,649	35,573,492

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,936,071	1,173,728	8,109,799
	1. 総務管理費	6,717,653	1,173,728	7,891,381
3. 民生費		11,320,932	133,691	11,454,623
	1. 社会福祉費	5,398,987	66,856	5,465,843
	2. 児童福祉費	4,331,026	66,835	4,397,861
4. 衛生費		2,244,931	21,733	2,266,664
	1. 保健衛生費	575,629	△4,981	570,648
	2. 保健体育費	250,438	4,780	255,218
	3. 清掃費	1,379,775	21,934	1,401,709
6. 農林水産業費		408,407	24,467	432,874
	1. 農林費	408,407	24,467	432,874
8. 土木費		3,969,998	18,583	3,988,581

	2. 道 路 橋 梁 費	1,913,488	13,627	1,927,115
	4. 都 市 計 画 費	1,621,147	4,956	1,626,103
9. 消 防 費		222,770	4,364	227,134
	1. 消 防 費	222,770	4,364	227,134
10. 教 育 費		1,846,581	92,524	1,939,105
	1. 教 育 総 務 費	492,759	25,404	518,163
	2. 小 学 校 費	550,351	41,426	591,777
	3. 中 学 校 費	212,478	17,832	230,310
	4. 社 会 教 育 費	590,993	7,862	598,855
13. 職 員 費		3,784,605	11,559	3,796,164
	1. 職 員 費	3,784,605	11,559	3,796,164
歳 出	合 計	34,092,843	1,480,649	35,573,492

第二表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農 林 費	9 木育ファーストトイ事業費	5,424
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	5 街 区 公 園 再 整 備 事 業 費	5,379

第三表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度有料指定ごみ袋等製造委託	令和4年度～5年度	65,023
令和4年度リサイクルセンター運転管理委託	令和4年度～5年度	76,071
令和4年度花の拠点運営事業	令和4年度～7年度	472,854
令和4年度恵央団地民間活力建設事業	令和4年度～5年度	17,600
令和4年度スクールバス運行管理事業	令和4年度～5年度	19,150
令和4年度小中学校LED化事業	令和4年度～15年度	183,414
令和4年度市民会館耐震化等改修事業	令和5年度	19,619

第 四 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 民 会 館 改 修 事 業 債	8,400	普通貸借 又は 証券発行	以内 5.0% (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直し 後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め30年以内とし 償還は毎年度2期元利均等又は元金均等償還 とする。 ただし、特別の融資条件の定めがあるときは その条件による。 2. 市財政の都合によって償還期限を短縮し、 若しくは繰上げ償還をし又は低利債に借換 することができる。

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 の 限 度 額	補 正 後 の 限 度 額
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 債	21,600	23,700

令和 4年度恵庭市一般会計補正予算（第8号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	千円 587,524	千円 27,501	千円 615,025
16. 国庫支出金	7,749,642	29,219	7,778,861
17. 道支出金	2,646,365	16,379	2,662,744
19. 寄附金	323,909	469,715	793,624
20. 繰入金	2,539,655	796,873	3,336,528
21. 繰越金	1,074,068	131,762	1,205,830
22. 諸収入	386,991	800	387,791
23. 市債	1,391,100	8,400	1,399,500
歳入合計	34,092,843	1,480,649	35,573,492

2. 歳入

(款) 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	千円 587,524	千円 27,501	千円 615,025	2 特定防衛施設 周辺整備 調整交付金	千円 27,501	千円 はしご付消防ポンプ車更新整備事業 12,974 恵浄殿改修事業 △4,981 街区公園再整備事業 △2,073 災害用備蓄品整備事業 △130 学校給食センター施設整備更新事業 1,476 市民会館空調設備改修事業 △9,626 市営牧場農業機械整備事業 2,456 学校給食センター備品整備事業 4,207 校内放送機器更新整備事業 17,693 市民会館備品整備事業 5,505
計	587,524	27,501	615,025			

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	千円 4,060,728	千円 29,219	千円 4,089,947	3 障がい者福祉費 負担金	千円 29,219	千円 障害児施設給付費 29,219
計	4,365,210	29,219	4,394,429			

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	千円 1,677,632	千円 14,610	千円 1,692,242	4 障がい者福祉費 負担金	千円 14,610	千円 障害児施設給付費 14,610
計	1,678,268	14,610	1,692,878			

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費補助金	千円 250,498	千円 1,769	千円 252,267	1 農業費補助金	千円 1,769	経営所得安定対策等推進事業費 千円 1,769
計	783,707	1,769	785,476			

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 323,909	千円 469,715	千円 793,624	1 寄附金	千円 469,715	スポーツ振興基金寄附 4,780 子育て基金寄附 66,835 子どもの読書活動を支える寄附 160 社会福祉事業推進基金寄附 7,727 青少年・文化振興基金寄附 2,963 まちづくり推進基金寄附 369,289 高等学校等入学準備金基金寄附 3,415 農業振興基金寄附 14,546
計	323,909	469,715	793,624			

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 2,522,071	千円 796,873	千円 3,318,944	3 まちづくり推進基金繰入金	千円 791,449	まちづくり推進基金繰入金 千円 791,449
				9 森林環境譲与税基金繰入金	5,424	森林環境譲与税基金繰入金 5,424
計	2,539,655	796,873	3,336,528			

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 1,074,068	千円 131,762	千円 1,205,830	1 繰越金	千円 131,762	繰越金 千円 131,762
計	1,074,068	131,762	1,205,830			

(款) 22 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	千円 285,306	千円 800	千円 286,106	8 雑入	千円 800	コミュニティ助成金(消防本部総務課) 千円 800
計	285,342	800	286,142			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育債	千円 42,600	千円 8,400	千円 51,000	1 教育債	千円 8,400	市民会館耐震化等改修事業債 千円 8,400
計	1,391,100	8,400	1,399,500			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 財政管理費	千円 408,135	千円 550	千円 408,685	千円	千円	千円	千円 550	12 委託料	千円 550	1. 一般事務費 (550) 委託料 550 財務会計システム機能追加委託
10 企画費	808,128	788,649	1,596,777			784,420 繰入金	4,229	7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	526,319 4,229 27,841 168,818 61,442	5. ふるさと納税事業費 (784,420) 報償費 526,319 役務費 27,841 広告料 3,500 手数料 24,341 委託料 168,818 ふるさと納税業務推進委託 ふるさと納税業務委託 返礼品発送管理業務委託 使用料及び賃借料 61,442 7. 緑と語らいの広場複合施設維持管理費 (4,229) 需用費 4,229 燃料費 3,190 光熱水費 1,039 7-1. 市民活動センター維持管理費(生活環境課) (3,439) 需用費 3,439 燃料費 2,616 光熱水費 823 7-2. 保健センター維持管理費(保健課) (317) 需用費 317 燃料費 287 光熱水費 30 7-3. 夜間・休日急病診療所維持管理費(保健課) (473) 需用費 473

										燃料費	287
										光熱水費	186
12財産管理費	97,184	2,266	99,450				2,266	10需用費	2,266	4.庁舎管理費	(2,266)
										需用費	2,266
										光熱水費	2,266
15まちづくり 推進 基金費	807,215	369,289	1,176,504			369,289		24積立金	369,289	1.まちづくり推進基金積立金	(369,289)
						寄附金				積立金	369,289
16特定防衛施設 周辺整備 調整交付金 基金費	22,878	12,974	35,852				12,974	24積立金	12,974	1.特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金(12,974)	12,974
										積立金	12,974
										1-2.はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業積立金	(12,974)
										積立金	12,974
計	2,143,540	1,173,728	3,317,268			1,153,709	20,019				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1社会福祉 総務費	千円 156,581	千円 7,727	千円 164,308	千円	千円	千円 7,727	千円	24積立金	千円 7,727	9.社会福祉事業推進基金積立金 積立金	千円 (7,727) 7,727
3障がい者 福祉費	2,226,459	58,672	2,285,131	43,829			14,843	19扶助費	58,672	4.自立支援給付費 扶助費	(58,672) 58,672
				29,219						4-2.障がい児給付費 扶助費	(58,672) 58,672
				14,610						障がい児相談支援費	351
										児童発達支援費	35,085
										医療型児童発達支援(サービス)費	△54
										放課後等デイサービス費	23,054
										保育所等訪問支援費	337
										高額障害児通所給付費	22
										居宅訪問型児童発達支援給付費	△123

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
5 国民健康保険特別会計繰出金	千円 666,478	千円 457	千円 666,935	千円 千円	千円 千円	千円 千円	千円 457	27 繰出金	千円 457	1. 国民健康保険特別会計繰出金 繰出金	千円 (457) 457
計	3,049,518	66,856	3,116,374	43,829		7,727	15,300				

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
4 子育て支援推進費	千円 2,980,401	千円 66,835	千円 3,047,236	千円 千円	千円 千円	千円 66,835 寄附金	千円	24 積立金	千円 66,835	16. 子育て基金積立金 積立金	千円 (66,835) 66,835
計	2,980,401	66,835	3,047,236			66,835					

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
3 環境衛生費	千円 160,742	千円 △4,981	千円 155,761	千円 千円	千円 千円	千円 千円	千円 △4,981	14 工事請負費	千円 △4,981	7. 恵浄殿改修事業費 工事請負費	千円 (△4,981) △4,981
計	160,742	△4,981	155,761				△4,981				

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 運動 スポーツ 振興費	千円 46,612	千円 4,780	千円 51,392	千円	千円	千円 4,780 寄附金	千円	24 積立金	千円 4,780	6. スポーツ振興基金積立金 積立金 千円 (4,780) 4,780
計	46,612	4,780	51,392			4,780				

(項) 3 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 塵芥処理費	千円 1,335,780	千円 21,619	千円 1,357,399	千円	千円	千円	千円 21,619	10 需用費 20,808 12 委託料 811	千円 20,808 811	千円 3. 中間処理費 (20,285) 需用費 19,474 光熱水費 19,474 委託料 811 3-1. 焼却施設管理運営事業費 (18,509) 需用費 18,509 光熱水費 18,509 3-2. リサイクルセンター運営管理費 (965) 需用費 965 光熱水費 965 3-3. 生ごみ処理施設運営管理費 (811) 委託料 811 生ごみ・し尿処理場維持管理委託 4. ごみ処理場運営管理(最終処分)費 (1,334) 需用費 1,334 光熱水費 1,334
2 し尿処理費	43,995	315	44,310				315	12 委託料	315	1. し尿収集処理関係費 (315) 委託料 315 し尿処理場運転管理委託
計	1,379,775	21,934	1,401,709				21,934			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	千円 175,252	千円 21,739	千円 196,991	千円 1,769	千円 道	千円 19,970 寄附金 14,546 繰入金 5,424	千円 12 委託料 5,424	千円 18 負担金補助 及び交付金 1,769	千円 24 積立金 14,546	千円 4. 農業振興対策事業費 (1,769) 負担金補助及び交付金 1,769 経営所得安定対策等推進事業補助金 1,769 7. 農業振興基金積立金 (14,546) 積立金 14,546 9. 木育ファーストトイ事業費 (5,424) 委託料 5,424 森の輪製作委託 木育贈呈品加工委託 木育贈呈品成形委託
4 畜産費	21,251	2,728	23,979				2,728	17 備品購入費	2,728	5. 市営牧場農業機械整備事業費 (2,728) 備品購入費 2,728
計	196,503	24,467	220,970	1,769		19,970	2,728			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 道路橋梁 維持費	千円 974,932	千円 13,627	千円 988,559	千円	千円	千円	千円 13,627	10 需用費	千円 13,627	千円 1. 道路橋梁維持補修事業費 (13,627) 需用費 13,627 光熱水費 13,627
計	974,932	13,627	988,559				13,627			

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3公園費	千円 471,098	千円 4,956	千円 476,054	千円	千円	千円 7,029 繰入金	千円 △2,073	12委託料	千円 4,956	千円 5. 街区公園再整備事業費 (4,956) 委託料 4,956 街区公園改修設計委託 測量調査委託 すみれ公園実施設計委託
計	471,098	4,956	476,054			7,029	△2,073			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3非常備 消防費	千円 12,606	千円 832	千円 13,438	千円	千円	千円 800 諸収入	千円 32	17備品購入費	千円 832	千円 2. 消防団資器材整備事業費 (832) 備品購入費 832
4消防施設費	136,619	3,662	140,281				3,662	10需用費	3,662	1. 施設管理費 (3,662) 需用費 3,662 燃料費 1,030 光熱水費 2,632
5災害対策費	16,006	△130	15,876				△130	17備品購入費	△130	3. 災害用備蓄品整備事業費 (△130) 備品購入費 △130
計	165,231	4,364	169,595			800	3,564			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 教育委員会費	千円 95,933	千円 3,415	千円 99,348	千円	千円	千円 3,415	千円	24 積立金	千円 3,415	千円 8. 高等学校等入学準備金基金積立金 積立金 (3,415) 3,415
4 学校給食費	367,584	21,989	389,573				21,989	10 需用費	17,561	1. 学校給食費 需用費 17,561 燃料費 4,562 光熱水費 8,342 修繕料 4,657
								17 備品購入費	4,428	3. 学校給食センター備品整備事業費 備品購入費 (4,428) 4,428
計	463,517	25,404	488,921			3,415	21,989			

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	千円 285,521	千円 41,426	千円 326,947	千円	千円	千円 60	千円 41,366	10 需用費	千円 22,568	千円 1. 学校管理費 需用費 (22,448) 22,448 燃料費 6,437 光熱水費 16,011
								17 備品購入費	18,858	2. 学校図書館費 需用費 (120) 120 消耗品費 120
										3. 小学校機器整備事業費 備品購入費 (18,858) 18,858
										3-4. 校内放送機器更新整備事業費 備品購入費 (18,858) 18,858
計	285,521	41,426	326,947			60	41,366			

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	千円 88,995	千円 17,832	千円 106,827	千円	千円	千円 100 寄附金	千円 17,732	10 需用費	千円 17,832	千円 1. 学校管理費 (17,632) 需用費 17,632 燃料費 7,091 光熱水費 10,541 2. 学校図書館費 (200) 需用費 200 消耗品費 200
計	88,995	17,832	106,827			100	17,732			

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2 青少年女性等教育費	千円 21,575	千円 2,963	千円 24,538	千円	千円	千円 2,963 寄附金	千円	24 積立金	千円 2,963	千円 8. 青少年・文化振興基金積立金 (2,963) 積立金 2,963
4 市民会館費	252,749	4,899	257,648		8,400		△3,501	12 委託料	8,409	2. 市民会館改修事業費 (△9,626) 工事請負費 △9,626
								14 工事請負費	△9,626	7. 市民会館耐震化等改修事業費 (8,409) 委託料 8,409
								17 備品購入費	6,116	耐震化等設計委託 8. 市民会館備品整備事業費 (6,116) 備品購入費 6,116
計	274,324	7,862	282,186		8,400	2,963	△3,501			

(款) 13 職員費

(項) 1 職員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 職員給与費	千円 3,784,605	千円 11,559	千円 3,796,164	千円	千円	千円	千円 11,559	2 給料	千円 6,664	1. 職員給与費 給料	千円 (11,559) 6,664
								3 職員手当等	284	職員手当等	284
								4 共済費	3,450	共済費	3,450
								18 負担金補助 及び交付金	1,161	負担金補助及び交付金 一般職退職手当負担金	1,161 1,161
計	3,784,605	11,559	3,796,164				11,559				

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
2	総務費	1 総務管理費	3 財政管理費	1 一般事務費	550					550	財務会計システム機能追加に伴う増額
2	総務費	1 総務管理費	10 企画費	5 ふるさと納税事業費	784,420				784,420		ふるさと納税事業費の増額
2	総務費	1 総務管理費	10 企画費	7-1 市民活動センター維持管理費 (生活環境課)	3,439					3,439	原油等燃料価格高騰に伴う増額
2	総務費	1 総務管理費	10 企画費	7-2 保健センター維持管理費 (保健課)	317					317	原油等燃料価格高騰に伴う増額
2	総務費	1 総務管理費	10 企画費	7-3 夜間・休日急病診療所維持管理費 (保健課)	473					473	原油等燃料価格高騰に伴う増額
2	総務費	1 総務管理費	12 財産管理費	4 庁舎管理費	2,266					2,266	原油等燃料価格高騰に伴う増額
2	総務費	1 総務管理費	15 まちづくり推進基金費	1 まちづくり推進基金積立金	369,289				369,289		えにわ・花子さん愛情寄附積立 13,076件 ふるさと納税事業経費積立 23,086件
2	総務費	1 総務管理費	16 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金費	1-2 はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業積立金	12,974					12,974	(調整交付金事業) 調整交付金積立額の増額 (一般財源:調整交付金12,974千円)
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	9 社会福祉事業推進基金積立金	7,727				7,727		えにわ・花子さん愛情寄附積立 866件
3	民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	4-2 障がい児給付費	58,672	29,219	14,610			14,843	利用者数の増による障がい児給付費の増額
3	民生費	1 社会福祉費	5 国民健康保険特別会計繰出金	1 国民健康保険特別会計繰出金	457					457	人事院勧告による給与改定等に伴う繰出金の増
3	民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	16 子育て基金積立金	66,835				66,835		えにわ・花子さん愛情寄附積立 6,511件
4	衛生費	1 保健衛生費	3 環境衛生費	7 恵浄殿改修事業費	△ 4,981					△ 4,981	(調整交付金事業) 調整交付金対象事業費確定のため減額 (一般財源:調整交付金△4,981千円)
4	衛生費	2 保健体育費	1 運動スポーツ振興費	6 スポーツ振興基金積立金	4,780				4,780		えにわ・花子さん愛情寄附積立 478件
4	衛生費	3 清掃費	1 塵芥処理費	3-1 焼却施設管理運営事業費	18,509					18,509	原油等燃料価格高騰に伴う増額
4	衛生費	3 清掃費	1 塵芥処理費	3-2 リサイクルセンター運営管理費	965					965	原油等燃料価格高騰に伴う増額
4	衛生費	3 清掃費	1 塵芥処理費	3-3 生ごみ処理施設運営管理費	811					811	原油等燃料価格高騰に伴う増額

4	衛生費	3	清掃費	1	塵芥処理費	4	ごみ処理場運営管理(最終処分)費	1,334					1,334	原油等燃料価格高騰に伴う増額
4	衛生費	3	清掃費	2	し尿処理費	1	し尿収集処理関係費	315					315	原油等燃料価格高騰に伴う増額
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	4	農業振興対策事業費	1,769		1,769				経営所得安定対策等交付金に係る申請手続き電子化による増額
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	7	農業振興基金積立金	14,546				14,546		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,480件
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	9	木育ファーストイ事業費	5,424				5,424		木育ファーストイ事業の実施による増額
6	農林水産業費	1	農林費	4	畜産費	5	市営牧場農業機械整備事業費	2,728					2,728	(調整交付金事業) 市営牧場農業機械の更新 (一般財源:調整交付金2,456千円、繰越金272千円)
8	土木費	2	道路橋梁費	1	道路橋梁維持費	1	道路橋梁維持補修事業費	13,627					13,627	原油等燃料価格高騰に伴う増額
8	土木費	4	都市計画費	3	公園費	5	街区公園再整備事業費	4,956			7,029		△ 2,073	(調整交付金事業) 街区公園再整備事業の促進に伴う増額および財源変更 (一般財源:調整交付金△2,073千円)
9	消防費	1	消防費	3	非常備消防費	2	消防団資器材整備事業費	832				800	32	コミュニティ助成事業採択による事業費の増額
9	消防費	1	消防費	4	消防施設費	1	施設管理費	3,662					3,662	原油等燃料価格高騰に伴う増額
9	消防費	1	消防費	5	災害対策費	3	災害用備蓄品整備事業費	△ 130					△ 130	(調整交付金事業) 調整交付金対象事業費確定のため減額 (一般財源:調整交付金△130千円)
10	教育費	1	教育総務費	1	教育委員会費	8	高等学校等入学準備基金積立金	3,415				3,415		えにわ・花子さん愛情寄附積立 389件
10	教育費	1	教育総務費	4	学校給食費	1	学校給食費	17,561					17,561	原油等燃料価格高騰に伴う増額及び施設修繕費の増額
10	教育費	1	教育総務費	4	学校給食費	2	学校給食センター施設整備更新事業費	0					0	(調整交付金事業) 調整交付金対象事業費確定による財源変更 (一般財源:調整交付金1,476千円、繰越金△1,476千円)
10	教育費	1	教育総務費	4	学校給食費	3	学校給食センター備品整備事業費	4,428					4,428	(調整交付金事業) 中学校配膳冷蔵庫の整備 (一般財源:調整交付金4,207千円、繰越金221千円)
10	教育費	2	小学校費	1	学校管理費	1	学校管理費	22,448					22,448	原油等燃料価格高騰に伴う増額
10	教育費	2	小学校費	1	学校管理費	2	学校図書館費	120				60	60	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書館の購入 1件
10	教育費	2	小学校費	1	学校管理費	3-4	校内放送機器更新整備事業費	18,858					18,858	(調整交付金事業) 校内放送機器の更新 (一般財源:調整交付金17,693千円、繰越金1,165千円)

10	教 育 費	3	中 学 校 費	1	学 校 管 理 費	1	学 校 管 理 費	17,632					17,632	原油等燃料価格高騰に伴う増額
10	教 育 費	3	中 学 校 費	1	学 校 管 理 費	2	学 校 図 書 館 費	200				100	100	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購入1件
10	教 育 費	4	社 会 教 育 費	2	青 少 年 女 性 等 教 育 費	8	青 少 年 ・ 文 化 振 興 基 金 積 立 金	2,963				2,963		えにわ・花子さん愛情寄附積立290件
10	教 育 費	4	社 会 教 育 費	4	市 民 会 館 費	2	市 民 会 館 改 修 事 業 費	△ 9,626					△ 9,626	(調整交付金事業) 一部事業を次年度以降としたことによる減額 (一般財源:調整交付金△9,626千円)
10	教 育 費	4	社 会 教 育 費	4	市 民 会 館 費	7	市 民 会 館 耐 震 化 等 改 修 事 業 費	8,409			8,400		9	市民会館耐震化等に係る設計の実施
10	教 育 費	4	社 会 教 育 費	4	市 民 会 館 費	8	市 民 会 館 備 品 整 備 事 業 費	6,116					6,116	(調整交付金事業) 市民会館備品の更新 (一般財源:調整交付金5,505千円、繰越金611千円)
13	職 員 費	1	職 員 費	1	職 員 給 与 費	1	職 員 給 与 費	11,559					11,559	人事院勧告による給与改定等
合 計								1,480,649	29,219	16,379	8,400	1,267,388	159,263	一般財源の内訳 調整交付金 27,501 繰越金 131,762

議案第11号

令和4年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,913,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		666,478	457	666,935
	1. 繰入金	666,478	457	666,935
歳入	合計	6,913,237	457	6,913,694

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		206,569	457	207,026
	1. 総務管理費	206,283	457	206,740
歳出	合計	6,913,237	457	6,913,694

令和 4年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	千円 666,478	千円 457	千円 666,935
歳入合計	6,913,237	457	6,913,694

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 206,569	千円 457	千円 207,026	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 457
歳出合計	6,913,237	457	6,913,694	0	0	0	0	457

2. 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 666,478	千円 457	千円 666,935	1 一般会計繰入金	千円 457	千円
計	666,478	457	666,935			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	千円 204,377	千円 457	千円 204,834	千円	千円	千円	千円 457	2 給料	千円 294	1. 一般事務費 (国保医療課) (175)
								給料		114
								3 職員手当等	18	職員手当等 △16
								共済費		56
								4 共済費	92	負担金補助及び交付金 21
								退職手当負担金		21
								18 負担金補助 及び交付金	53	2. 一般事務費 (債権管理課) (282)
								給料		180
								職員手当等		34
								共済費		36
								負担金補助及び交付金		32
								退職手当負担金		32
計	204,377	457	204,834				457			

説明資料

(国民健康保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明				
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源					
1	総務費	1	総務管理費	1	一般管理費	1	一般事務費(国保医療課)	175					175	人事院勧告に伴う給与改定等
1	総務費	1	総務管理費	1	一般管理費	2	一般事務費(債権管理課)	282					282	人事院勧告に伴う給与改定等
合計				457	0	0	0	0	457	一般財源の内訳 一般会計繰入金 457				

議案第12号

令和4年度恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度恵庭市水道事業会計予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	1,513,967 千円	1,668 千円	1,515,635 千円
第1項 営業費用	1,489,915 千円	1,834 千円	1,491,749 千円
第2項 営業外費用	21,052 千円	△166 千円	20,886 千円

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和4年度 恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
 収益的収入及び支出
 支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 水道事業費用			1,515,635	
	1. 営業費用		1,491,749	
		2. 配水及び給水費	113,481	配水及び給水施設の維持管理に要する費用
		4. 総 係 費	180,556	水道料金に係る業務及び事業活動全般に要する費用
	2. 営業外費用		20,886	
		2. 消費税及び 地方消費税	65	

(消費税込み)

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純利益(△は損失) 82,433</p> <p>減価償却費 410,257</p> <p>修繕引当金の増減額(△は減少) 0</p> <p>特別修繕引当金の増減額(△は減少) 20,000</p> <p>貸倒引当金の増減額(△は減少) △ 37</p> <p>賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少) 614</p> <p>長期前受金戻入額 △ 58,066</p> <p>受取利息及び配当金 △ 9</p> <p>支払利息 20,811</p> <p>固定資産除却損 35,033</p> <p>未収金の増減額(△は増加) 3,397</p> <p>未払金の増減額(△は減少) △ 1,811</p> <p>未払費用の増減額(△は減少) △ 54</p> <p>たな卸資産の増減額(△は増加) 500</p> <p>預り金の増減額(△は減少) 0</p> <p>その他資産負債の増減額 △ 23</p> <hr/> <p style="padding-left: 20px;">小 計 513,045</p> <p>利息及び配当金の受取額 9</p> <p>利息の支払額 △ 20,811</p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 492,243</p>	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>固定資産の取得による支出 △ 612,867</p> <p>国庫補助金等による収入 0</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 612,867</p> <p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良企業債による収入 290,000</p> <p>一般会計からの出資金による収入 36,900</p> <p>建設改良企業債の償還による支出 △ 172,572</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー 154,328</p> <p>IV 資金増減額 33,704</p> <p>V 資金期首残高 835,520</p> <hr/> <p>VI 資金期末残高 869,224</p> <p style="text-align: right;">(消費税抜き)</p>
---	---

令和4年度 恵庭市水道事業会計 予定損益計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	1,341,126		
	(2) 受託事業収益	42,416		
	(3) その他営業収益	68,268	1,451,810	
2	営業費用			
	(1) 受水費	678,155		
	(2) 配水及び給水費	108,660		
	(3) 受託工事費	5,410		
	(4) 総係費	171,848		
	(5) 減価償却費	410,257		
	(6) 資産減耗費	35,533	1,409,863	
	営業利益			41,947
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	9		
	(2) 他会計負担金	2,189		
	(3) 長期前受金戻入	58,066		
	(4) 雑収益	2,042	62,306	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	20,811		
	(2) 雑支出	9	20,820	41,486
	経常利益			83,433
5	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	1,000	1,000	△ 1,000
	当年度純利益			82,433
	前年度繰越利益剰余金			288,862
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	当年度未処分利益剰余金			371,295

(消費税抜き)

令和4年度 恵庭市水道事業会計 予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1	固定資産						
(1)	有形固定資産						
	イ. 土地建物				145,133		
	ロ. 構築物	350,547					
	ハ. 構築物減価償却累計額	<u>△ 70,129</u>					
	ニ. 機械及び装置	14,068,770					
	ホ. 車両運搬具	<u>△ 6,262,710</u>			7,806,060		
	ヘ. 工具器具及び備品	348,570					
	ト. メ一タ一	<u>△ 177,245</u>			171,325		
	有形固定資産合計	34,486					
	イ. 土地	<u>△ 9,287</u>			25,199		
	ロ. 施設	102,213					
	ハ. 電話加入権	<u>△ 45,322</u>			56,891		
	ニ. ソフトウェア	744,325					
	無形固定資産合計	<u>△ 283,727</u>			460,598		
	有形固定資産合計					8,945,624	
(2)	無形固定資産						
	イ. 土地				1,936		
	ロ. 施設				19,305		
	ハ. 電話加入権				21		
	ニ. ソフトウェア				<u>2,399</u>		
	無形固定資産合計					23,661	
(3)	投資その他の資産						
	イ. 破産更生債権等	1,412					
	ロ. 貸倒引当金	<u>△ 1,412</u>			0		
	投資その他の資産合計					0	
	固定資産合計						8,969,285
2	流動資産						
(1)	現金					869,224	
(2)	未貸倒引当金				108,304		
(3)	貯蔵流動資産				<u>△ 388</u>	107,916	
(4)	その他の流動資産					6,406	
	流動資産合計					<u>1,000</u>	
	流動資産合計						984,546
							<u>9,953,831</u>

(消費税抜き)

負債の部

(単位：千円)

3	固定負債					
(1)	企業債	業債	業債			
	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債			1,655,560		
	企業債合計				1,655,560	
(2)	引当金					
	イ. 修繕引当金			63,911		
	ロ. 特別修繕引当金			63,980		
	引当金合計				127,891	
	固定負債合計					1,783,451
4	流動負債					
(1)	企業債	業債	業債			
	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債			159,864		
	企業債合計				159,864	
(2)	未払金				106,587	
(3)	未払費用				1,134	
(4)	引当金					
	イ. 賞与引当金			8,070		
	ロ. 法定福利費引当金			1,579		
	引当金合計				9,649	
(5)	預り金				165,441	
	流動負債合計					442,675
5	繰延収益					
(1)	長期前受金	前受金	前受金			
	イ. 受贈財産評価額			1,546,409		
	ロ. 補助金			91,775		
	ハ. 工事負担金			1,077,126		
	長期前受金合計				2,715,310	
(2)	長期前受金収益化累計額				△ 1,532,917	
	繰延収益合計					1,182,393
	負債合計					<u>3,408,519</u>

(消費税抜き)

資 本 の 部

6	資 本 金							(単位：千円)
(1)	資 本	金	合	計			<u>5,555,460</u>	5,555,460
7	剰 余 金							
(1)	資 本 剰 余 金							
	イ. 受 贈 財 産 評 価				21,347			
	ロ. 補 助 金				161,558			
	ハ. 工 事 負 担 金				<u>435,652</u>			
	資 本 剰 余 金 合 計					618,557		
(2)	利 益 剰 余 金							
	イ. 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金				<u>371,295</u>			
	利 益 剰 余 金 合 計					<u>371,295</u>		
	剰 余 金 合 計						<u>989,852</u>	
	資 本 合 計						<u>6,545,312</u>	
	債 務 資 本 合 計						<u>9,953,831</u>	

(消費税抜き)

注 記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 貯蔵品

先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法

主な耐用年数

建物 10年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 6年～20年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 5年～15年

メーター 8年

ロ. 無形固定資産

定額法

主な耐用年数

施設利用権 60年

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上方法

イ. 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については実績率等により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 退職給付引当金

職員の退職手当は、「恵庭市公営企業会計の退職給付引当金に関する取扱要領」に基づき、水道事業が每期支出する退職手当組合に対する一定の負担金を除き、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ハ. 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

ニ. 修繕引当金

地方公営企業法施行規則(平成二四年一月二七日総務省令第六号)附則第四条により計上している。

ホ. 特別修繕引当金

設備等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕年度の翌年度から次回の定期修繕年度までの期間(15年)で均分した額を計上している。地方公営企業法施行規則(平成二四年一月二七日総務省令第六号)附則第四条に定める引当金と区別するため「特別修繕積立金」として計上する。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当年度において重要な非資金取引は予定していない。

3. セグメント情報に関する注記

恵庭市水道事業会計は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略している。

4. その他の注記

(1) 引当金の取崩し額

イ. 令和4年度予定(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給のため賞与引当金7,538千円を使用し、これに伴う法定福利費を支出するため法定福利費引当金1,464千円を使用する。

令和4年度 恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益的収入及び支出

支 出

(収益的支出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 水道事業費用	1,513,967	
1. 営業費用	1,489,915	1,834	1,491,749			
2. 配水及び給水費	113,074	407	113,481	19. 光熱水費	22	原油等燃料価格高騰に伴う増額
				26. 動力費	385	原油等燃料価格高騰に伴う増額
4. 総係費	179,129	1,427	180,556	19. 光熱水費	1,427	原油等燃料価格高騰に伴う増額
2. 営業外費用	21,052	△ 166	20,886			
2. 消費税及び地方消費税	231	△ 166	65	1. 消費税及び地方消費税	△ 166	仮払消費税の増額に伴う消費税申告額の減額

(消費税込み)

議案第13号

令和4年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度恵庭市下水道事業会計予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,801,822 千円	3,217 千円	2,805,039 千円
第1項 営業収益	1,705,235 千円	1,126 千円	1,706,361 千円
第2項 営業外収益	1,096,587 千円	2,091 千円	1,098,678 千円

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第1款 下水道事業費用	2,646,343 千円	24,135 千円	2,670,478 千円
第1項 営業費用	2,457,158 千円	24,135 千円	2,481,293 千円

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和4年度 恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
収益的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1.	下水道事業収益		2,805,039	
	1.	営業収益	1,706,361	
		3. 受託事業収益	74,382	生ごみ・し尿処理場維持管理受託事業収益
	2.	営業外収益	1,098,678	
		5. 消費税及び地方消費税還付金	8,222	

(消費税込み)

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1.	下水道事業費用		2,670,478	
	1.	営業費用	2,481,293	
		2. 処理場費	535,834	終末処理場維持管理に要する費用
		6. 生ごみ・し尿処理場維持管理受託費	70,843	生ごみ・し尿処理場維持管理に要する費用

(消費税込み)

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	69,697
減価償却費	1,553,953
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 347
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	548
長期前受金戻入額	△ 831,182
受取利息及び配当金	△ 17
支払利息	140,455
固定資産除却損	6,773
未収金の増減額(△は増加)	40,440
未払金の増減額(△は減少)	△ 17,449
未払費用の増減額(△は減少)	△ 76
長期前払消費税等の増減額(△は増加)	△ 15,950
その他資産負債の増減額	299
<hr/>	
小計	947,144

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得による支出	△ 972,633
国庫補助金による収入	303,200
受益者負担金・分担金による収入	2,233
<hr/>	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 667,200

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	743,500
一般会計からの出資金による収入	109,726
建設改良企業債の償還による支出	△ 931,821
<hr/>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 78,595

利息及び配当金の受取額	17
利息の支払額	△ 140,455
<hr/>	
業務活動によるキャッシュ・フロー	806,706

IV 資金増減額	60,911
V 資金期首残高	1,758,686
<hr/>	
VI 資金期末残高	1,819,597

(消費税抜き)

令和4年度 恵庭市下水道事業会計 予定損益計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	983,935		
	(2) 雨水処理負担金	531,667		
	(3) 受託事業収益	67,621		
	(4) その他営業収益	17,985	1,601,208	
2	営業費用			
	(1) 管路費	136,271		
	(2) 処理場費	488,876		
	(3) 個別排水処理費	29,116		
	(4) 水質規制費	3,760		
	(5) 水洗化促進費	5,174		
	(6) 生ごみ・し尿処理場 維持管理受託費	64,402		
	(7) 業務費	54,033		
	(8) 総係費	65,441		
	(9) 減価償却費	1,553,953		
	(10) 資産減耗費	6,773	2,407,799	
	営業損失			806,591
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	17		
	(2) 補助金	27,500		
	(3) 他会計補助金	20,477		
	(4) 他会計負担金	132,835		
	(5) 長期前受金戻入	831,182		
	(6) 雑収益	71,329	1,083,340	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	140,455		
	(2) 長期前払消費税等償却	10,865		
	(3) 雑支出	54,722	206,042	877,298
	経常利益			70,707

5 特別損失

- (1) 固定資産売却損
- (2) 過年度損益修正損

10

1,000

1,010

△ 1,010

当年度純利益

69,697

前年度繰越利益剰余金

369,816

その他未処分利益剰余金変動額

0

当年度繰越利益剰余金

439,513

(消費税抜き)

令和4年度 恵庭市下水道事業会計 予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

資 産 の 部

1	固定資産						(単位：千円)
(1)	有形固定資産						
	イ. 土地			520,476			
	ロ. 建物	1,482,979					
	ハ. 構築物	<u>△ 415,562</u>		1,067,417			
	ニ. 機械及び装置	33,984,636					
	ホ. 車両運搬具	<u>△ 10,130,171</u>		23,854,465			
	ヘ. 工具器具及び備品	10,155,302					
	ト. 建設仮勘定	<u>△ 5,037,282</u>		5,118,020			
	有形固定資産合計	1,967					
	イ. 土地	<u>△ 1,869</u>		98			
	ロ. 施設	16,708					
	ハ. 電話加入権	<u>△ 8,943</u>		7,765			
	ニ. ソフトウェア			85,469			
	無形固定資産合計				30,653,710		
(2)	無形固定資産						
	イ. 土地			4,518			
	ロ. 施設			84,879			
	ハ. 電話加入権			423			
	ニ. ソフトウェア			<u>8,270</u>			
	無形固定資産合計				98,090		
(3)	投資その他の資産						
	イ. 破産更生債権等	915					
	ロ. 長期前払消費税等	<u>△ 915</u>		0			
	投資その他の資産合計			192,602			
	固定資産合計				<u>192,602</u>		30,944,402
2	流動資産						
(1)	現金					1,819,597	
(2)	未貸倒引当金			103,450			
	流動資産合計			<u>△ 176</u>		<u>103,274</u>	
	流動資産合計						<u>1,922,871</u>
							<u>32,867,273</u>

(消費税抜き)

負債の部

(単位：千円)

3	固定負債				
(1)	企業債				
	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		12,163,413		
	企業債合計			12,163,413	
	固定負債合計				12,163,413
4	流動負債				
(1)	企業債				
	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		887,467		
	企業債合計			887,467	
(2)	未払金			157,367	
(3)	未払費用			564	
(4)	引当金				
	イ. 賞与引当金		6,797		
	ロ. 法定福利費引当金		1,331		
	引当金合計			8,128	
	流動負債合計				1,053,526
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	イ. 受贈財産評価額		5,717,583		
	ロ. 補助金		15,437,948		
	ハ. 負担金・分担金		2,097,278		
	長期前受金合計			23,252,809	
(2)	長期前受金仮勘定			38,552	
(3)	長期前受金収益化累計額			△ 8,435,299	
	繰延収益合計				14,856,062
	負債合計				28,073,001

(消費税抜き)

資 本 の 部

(単位：千円)

6	資 本 金							
	イ. 固 有 資 本 金					1,597,046		
	ロ. 繰 入 資 本 金					1,228,053		
	ハ. 組 入 資 本 金					1,304,707		
(1)	資 本 金 合 計						<u>4,129,806</u>	4,129,806
7	剰 余 金							
(1)	イ. 受 贈 財 産 評 価 額					143,153		
	ロ. 補 助					36,780		
	ハ. 他 会 計 繰 入 金					43,404		
	ニ. 保 険 差 益					1,616		
(2)	資 本 剰 余 金 合 計						224,953	
	イ. 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金					439,513		
	ロ. 利 益 剰 余 金 合 計						<u>439,513</u>	
	剰 余 金 合 計							<u>664,466</u>
	資 本 合 計							<u>4,794,272</u>
	資 本 合 計							<u>32,867,273</u>

(消費税抜き)

注 記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法

主な耐用年数

建物	10年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	5年～50年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	5年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

主な耐用年数

施設利用権	50年
ソフトウェア	5年

(2) 引当金の計上方法

イ. 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については実績率等により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 退職給付引当金

職員の退職手当は、「恵庭市公営企業の退職給付引当金に関する取扱要領」に基づき、下水道事業が每期支出する退職手当組合に対する一定の負担金を除き、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ハ. 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等については、長期前払消費税等勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

イ. 令和4年度予定（令和5年3月31日）

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち「下水道事業に対する繰出基準」に基づき、企業債の償還に要する資金の一部を一般会計が負担すると見込まれる額は8,241,101千円である。

3. セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

イ. 報告セグメントの決定方法

恵庭市下水道事業は、公共下水道事業、個別排水処理事業の2事業を運営しており、各事業毎に運営方針等を決定していること、及び公共下水道事業では汚水処理と雨水処理を行っていることから、「公共下水道事業(汚水処理)」、「公共下水道(雨水処理)」及び「個別排水処理事業」の3つを報告セグメントとしている。

ロ. 各報告セグメントの事業内容は次のとおりである。

事業区分		事業の内容
公共下水道事業	汚水処理	汚水管渠 L=354km、合流管渠 L=29km、終末処理場 1箇所
	雨水処理	雨水管渠 L=290km、合流管渠 L=29km、終末処理場 1箇所
個別排水処理事業		個別合併処理浄化槽 330基

(2) 各報告セグメントの営業収益等

イ. 令和4年度予定（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

事業区分	公共下水道事業		個別排水 処理事業	小計	共通	合計
	汚水処理	雨水処理				
営業収益	976,335	549,150	7,772	1,533,257	67,951	1,601,208
営業費用	1,559,573	673,940	44,372	2,277,885	129,914	2,407,799
営業損益	△ 583,238	△ 124,790	△ 36,600	△ 744,628	△ 61,963	△ 806,591
経常損益	15,806	105,400	△ 5,709	115,497	△ 44,790	70,707
セグメント資産	18,965,305	11,785,872	311,343	31,062,520	1,804,753	32,867,273
セグメント負債	18,289,693	9,486,043	289,137	28,064,873	8,128	28,073,001
その他の項目						
他会計繰入金	167,850	589,432	36,467	793,748	960	794,708
うち法第17条の2第1項に定める経費	167,850	568,954	35,477	772,281	960	773,241
減価償却費	1,044,985	494,190	14,778	1,553,953	0	1,553,953
特別利益	0	0	0	0	0	0
特別損失	1,010	0	0	1,010		1,010
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	870,529	81,806	20,298	972,633	0	972,633

(消費税抜き)

4. その他の注記

(1) 引当金の取崩し額

イ. 令和4年度予定（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給のため賞与引当金6,347千円を使用し、これに伴う法定福利費を支出するため法定福利費引当金1,227千円を使用する。

また、債権の不納欠損による損失に貸倒引当金397千円を使用する。

令和4年度 恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書
収益的収入及び支出
収 入

(収益的収入)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 下水道事業収益	2,801,822	3,217	2,805,039			
1. 営業収益	1,705,235	1,126	1,706,361			
3. 受託事業収益	73,256	1,126	74,382	1. 生ごみ・し尿処理場維持管理受託事業収益	1,126	生ごみ・し尿処理場維持管理受託費の増額に伴う受託事業収益の増額
2. 営業外収益	1,096,587	2,091	1,098,678			
5. 消費税及び地方消費税還付金	6,131	2,091	8,222	1. 消費税及び地方消費税還付金	2,091	仮払消費税の増額に伴う消費税還付金の増額

(消費税込み)

支 出

(収益的支出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 下水道事業費用	2,646,343	24,135	2,670,478			
1. 営業費用	2,457,158	24,135	2,481,293			
2. 処理場費	512,772	23,062	535,834	26. 動力費	23,062	原油等燃料価格高騰に伴う増額
6. 生ごみ・し尿処理場維持管理受託費	69,770	1,073	70,843	26. 動力費	1,073	原油等燃料価格高騰に伴う増額

(消費税込み)